

いじめ防止対策プログラム(行動計画)

令和7年度 いじめ防止対策プログラム

区分	取組	具体	進捗
計画・プログラム・マニュアル等	学校いじめ対策委員会が「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を実効的に行うためにその存在及び活動が教職員、学生及び保護者等から認識されるための取組	本校におけるいじめ防止対策を理解してもらうため、学校いじめ防止等基本計画を周知する。	・4月に策定し、HPにて公表 ・入学後のガイダンスにて説明
	マニュアルの理解等の徹底	チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する	今年度中
	重大事態の調査に関するガイドラインの理解	重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストにより、本校の状況を委員会にて確認する	今年度中
委員会	委員会を2か月に一度を目安に定期的に開催するだけでなく、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の対策委員会を開催し、議事録を作成する。	いじめ防止・対策委員会を年6回開催する。(運営会議の日程にあわせて開催する)	(定期開催) 第1回:4月 第2回:6月 第3回:9月 第4回:11月 第5回:1月 第6回:3月 ※その他、必要用に応じて開催
アンケート	学校いじめ対策委員会においていじめの定義に基づき積極的にいじめを認知し、いじめを受けた学生を徹底して守り抜く等の事案対処を行うための取組	いじめ防止等に関する学生対象アンケート調査を年4回以上実施する。	第1回:6月 第2回:10月8日(研修会后) 第3回:10月 第4回:1月
		現在設置されている意見箱を活用し、いじめに関する情報収集の常設窓口としても運用する	運用済み
面談・連携	全ての教職員がいじめを受けた学生を徹底して守り抜き事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口と学生から認識され適切に対応するための取組	学生生活における様々な相談を受け付ける「学生相談室」について、周知を図る。	4月中
		担任とクラス全学生の面談を年に1回以上行い、いじめに関する情報収集を面談の機会毎に行う。	4月中
	全ての教職員がささいな兆候や懸念・学生からの訴えを抱え込まずに全て学校いじめ対策委員会に報告・相談するとともに、同委員会において適切な情報の集約と複数の教職員による共有を行うための取組	学生主事や主事補と個別学生との面談を適宜実施し、いじめに関する情報収集を行う。	随時
		学生主事が担任会へ参加し、いじめ防止・早期発見について担任への啓発活動、担任との連携強化を行う	随時
		寮、学生相談室と学生スタッフとの連携、情報収集を図る。	随時
		学生相談室の相談対応状況を本委員会です定期的に共有する。	随時

令和7年度 いじめ防止対策プログラム

区分	取組	具体	進捗
講演会 研修会	全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育(いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む)及び体験活動等の充実を図る。	・学生に対して年に1回以上、いじめに関する研修会を企画・実施する。なお、学生に対する研修では、インターネットの利用法・情報リテラシーに関する研修も実施する。 【講演会の模様をビデオ撮影し、参加できなかった教職員へのフォローを行う。】 ※テーマは、道徳・人権・法教育等も可。	テーマ: 情報モラル 「タイトル未定」 日程: 5/21(水) 対象: 1年生 講師: 秋田県警察本部 サイバー犯罪対策課職員
			テーマ: 「未定」 日程: 10月8日(水) 対象: 1年生(他の学年はビデオ映像により受講) 講師: 学生相談室ソーシャルワーカー 佐藤先生
	教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組	・教職員の資質能力向上を図る校内研修を年1回以上、企画・実施する	テーマ: 「性同一性障害について」 期間: 4月 対象: 教職員 オンラインでの実施+研修受講 チェックシートの提出
			いじめ防止等の理解度テスト 期間:
その他	「いじめ防止週間(月間)」の設定		10月をいじめ防止月間として設定
	学生自らが、いじめ問題にに対して主体的に行動しようとする取り組みを推進する。	学生会が企画	検討中
PDCA	適切、かつ、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止等基本計画が適切に機能しているか、その下での対策が成果を生んでいるか等を学校いじめ対策委員会を中心に点検・評価し必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校いじめ防止等基本計画に盛り込んでおく必要がある。	学校は、毎年、いじめ防止等基本計画に基づく取組の実施状況の評価及び改善のための措置を高専機構に報告するとともに、ホームページにより公表する。	毎年、1月に報告・公表
		いじめアンケート結果を分析	集計後速やかに委員会で実施
		次年度の学校いじめ防止対策プログラム等の検討	令和8年3月開催の委員会にて検討(研修会の予定等)
		いじめの事案が発生した場合は、その都度、いじめ防止・対策委員会にて分析を実施し、本校におけるいじめ防止等にむけた取り組みについて、適切に評価・検証等を行う。	随時